

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		帝京短期大学(通学課程)		設置者名	学校法人 沖永学園			
学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成26年度)			
学科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
生活科学学科	生活科学専攻	70人	養教二種免	平成11年度	74人	54人	54人	11人
	食物栄養専攻	100人	中二種免(家庭)	平成17年度	83人	0人	0人	0人
			栄教二種免	平成17年度		0人	0人	0人
こども教育学科	こども教育専攻	50人	幼二種免	平成19年度	49人	39人	39人	2人
入学定員合計		220人	合計		206人	93人	93人	13人
備考		・「学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。						

大学名		帝京短期大学(専攻科)(通学課程)		設置者名	学校法人 沖永学園			
学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成26年度)			
学科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
専攻科	養護教諭専攻	15人	養教一種免	平成25年度	4人	3人	3人	2人
入学定員合計		15人	合計		4人	3人	3人	2人
備考		・「学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。						

大学名		帝京短期大学(通信教育課程)		設置者名	学校法人 沖永学園			
学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況(平成26年度)			
学科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
こども教育学科	こども教育専攻 通信教育課程	200人	幼二種免	平成22年度	22人	9人	9人	1人
入学定員合計		200人	合計		22人	9人	9人	1人
備考		・「学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。						

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成27年8月6日（木）

実地視察大学：帝京短期大学

実地視察委員：岩立京子委員， 関戸英紀委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等について，教職課程認定基準等の観点ではおおむね問題なく実施されているものの，一部では是正すべき点も確認された。今後教員養成の水準の維持・向上に努めていただきたい。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教職課程は，教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み，カリキュラムの扱いについて，専攻別のワーキング・グループに完全に委ねるのではなく，教職に関する全学組織で定められた教育課程の編成方針のもと，その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築が必要であるため，今後御検討いただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

- 「教職に関する科目」のうち，教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か，シラバスからは判断できない授業科目があるため，法令で扱うこととしている内容は必ず扱うように，再度検討すること。また，各科目の指導法のうち，一部科目においてテキスト又は参考資料として学習指導要領を含めていない科目があるため，該当する科目のシラバスを見直すこと。
- こども教育学科の「教職実践演習」について，学生の質の保証の観点から，将来教員になるにあたって，不足していると思われる知識や技能を補うような授業内容として再考すること。
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「体育」の科目について，理論だけでなく，体育実技に関する内容を含むように内容を再度検討すること。
- 通信教育課程の通信・スクーリング科目においては，シラバス上で通信部分とスクーリング部分が明確になるようにし，実践的な内容がスクーリングで実施されるようにするなど努めること。

3. 教育実習の取組状況

- 設置者や運営体制の異なる学校・園での教育実習の実施が考えられるが、教育実習は、それぞれ派遣先の設置者や運営体制を考慮した教育実習の目的を明確にして実施されるよう努めること。
- 通信課程についても、巡回体制を維持し、適切な指導を行うこと。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 学生への教職指導について、担任制であるため、個々人に対するフォロー体制はあるものの、全学的な指導体制が整っていないように思われる。大学全体として適切な指導を行えるような体制を構築すること。
- 学生の希望に沿っての教員免許状取得に関する指導を行うだけでなく、教員の魅力を伝えるとともに、社会から求められる資質・能力をもった教員を育成できるような教職指導を行うこと。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後も学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、全学的により一層教育委員会・学校との連携・協働に努めていきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 教職に関する図書について、各研究室の配置にとどまらず、学生が手にとって利用できる図書の配置のあり方を検討すること。
- ピアノ練習室の拡充に努めること。

7. その他特記事項

- 教職課程委員会において、大学全体の教職課程の構造化を行い、さらに各専攻・各免許種別に検討すること。